

令和6年9月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(その他報告関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料及び猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料を徴収するため、手数料の規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 新たに手数料を設けるもの

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| ア | 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料（第2条関係） | 1, 200円 |
| イ | 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料（第2条関係） | 2, 400円ほか |

(2) この条例は、公布の日から施行する。

(3) 手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理する。（附則第2項関係）

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）新旧対照表

旧	新
(手数料の徴収) 第 2 条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(159) (略) (新設) (新設) (160)～(663) (略) 2～6 (略)	(手数料の徴収) 第 2 条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(159) (略) <u>(159)の 2 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲渡しの許可の申請に対する審査</u> <u>猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料 1,200 円</u> <u>(159)の 3 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請に対する審査</u> <u>猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料</u> <u>ア 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 2,400 円</u> <u>イ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が 25 キログラム以下の場合 3,500 円</u> <u>(イ) その他の場合 6,900 円</u> (160)～(663) (略) 2～6 (略)

【附則第 2 項】

熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）新旧対照表

旧		新	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
地方税	(略)	地方税	(略)
使用料	(略)	使用料	(略)
手数料	1～150 (略) (新設) (新設) 151～580 (略)	手数料	1～150 (略) <u>150 の 2 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料</u> <u>150 の 3 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料</u> 151～580 (略)